

保育所等利用申込に関する確認書

以下の内容をご確認いただき、□にチェックしてください。

<input type="checkbox"/>	「保育所等利用案内」の内容を十分理解したうえで申込みます。
<input type="checkbox"/>	提出した書類の返却、コピーは一切できません。提出前にコピー等をしてください。
<input type="checkbox"/>	利用希望施設については、施設の環境や教育・保育方針および施設の場所等を理解したうえで申込みます。
<input type="checkbox"/>	転入予定の場合、お子さんとその保護者は <u>入所月の1日までに</u> 豊明市へ転入することが必要です。
<input type="checkbox"/>	申込み後または入所後に変更（住所、勤務先、勤務時間、家族構成等）があった場合、書類の訂正や関係書類（就労証明書等）を提出します。
<input type="checkbox"/>	保育料等の算定に必要な市民税額が判明しない場合（算定資料の提出無等）、保育料等が最高額になります。
<input type="checkbox"/>	1か月を超えて休園する場合、退園となります。
<input type="checkbox"/>	入所後、定期的に保育の必要性（保護者の就労実績等）について調査を行います。保育の必要性が確認できない場合、退園となります。
<input type="checkbox"/>	入所後、お子さんが環境に慣れるために、「慣らし保育」の期間があり、短時間での保育となります。お子さんによって個人差はありますが、1週間程度かかります。なお、入所より前に慣らし保育をすることはできません。
<input type="checkbox"/>	10月までに保育園への入所が決定しておらず、次年度も保育園への入所を希望する場合は、次年度の一斉申込（例年10月初旬頃から申込書類の配布が始まり、10月下旬頃から受付が始まります）の申込手続きを行ってください。

保護者署名欄	以上のことを確認（同意）のうえ、保育所等の利用申込を行います。
	年 月 日
	申込児童氏名 _____
	保護者氏名 _____